

申請の概要

- (1) 申請年月日 平成 1 4 年 3 月 4 日
- (2) 事業種別 第三種及び第二種鉄道事業 (旅客運送)
- (3) 区 間 新神戸～谷上間
- (4) 営業キロ 7 . 5 k m
- (5) 単・複の別 複線、 1 , 4 3 5 m m、直流 1,500 V (架空単線式)
- (6) 駅 数 2 駅 (新神戸 (しんこうべ)、谷上 (たにがみ))
- (7) 運転計画 平日 9 7 本 / 日・片道、土・休日 7 4 本 / 日・片道
編成両数 : 6 両 / 編成
所要時分 : 下り 8 分 0 0 秒
 上り 7 分 3 0 秒
- (8) 開業予定 平成 1 4 年 4 月 1 日

【申請理由】

北神線は、北摂・北神地域で計画されていた大規模な宅地開発に伴い急増すると予測された輸送需要に、神戸電鉄㈱有馬線の輸送力では対応できないことから、そのバイパス鉄道として昭和 4 4 年都市交通審議会第 1 1 号答申に基づき北神急行電鉄㈱により建設が進められ、急増する輸送需要に対応するとともに、神戸都心地域の東西交通と北神地域を短時間で直結する南北の鉄道ネットワークの充実を図るために整備された路線である。

開業後、沿線人口の伸び悩みなどにより、輸送実績は当初予測を大幅に下回るとともに、膨大な建設費に伴う利子負担が大きく影響した結果、多額の債務を抱えることとなり、鉄道事業を維持することが危機的な状態となった。

しかしながら、1 日平均 2 万 5 千人の利用者を有する鉄道の廃止ということになると、社会的な影響が非常に大きいことから、国土交通省、地元地方公共団体及び関係鉄道会社等により「北神急行電鉄問題検討委員会」を設置し、北神線の今後のあり方について検討を行った結果、北神線を地域になくてはならない鉄道であると位置づけ、同線を上下分離方式によって鉄道事業として存続させるという方針が確認された。

これらの事情により、神戸高速鉄道株式会社が第三種鉄道事業者として鉄道施設を保有し、北神急行電鉄株式会社が第二種鉄道事業者として当該施設を使用して運営することとして、各々、新神戸から谷上間の鉄道事業の許可申請に及んだものである。